

○職務に専念する義務の免除の取り扱いについて

(昭和48年7月31日岡人委第203号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岡山県人事委員会規則第10号）第2条第5号の規定により、下記の場合、職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

#### 記

職員が市町村の非常勤の消防団員としての職を兼ね、火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合。